◇防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（法律第五四号）

（防衛省）

1　総則（第一章関係）

(一)　目的

この法律は、我が国を含む国際社会の安全保障環境の複雑化及び装備品等の高度化に伴い、装備品等の適確な調達を行うためには、装備品製造等事業者の装備品等の開発及び生産のための基盤を強化することが一層重要となっていることに鑑み、装備品製造等事業者による装備品等の安定的な製造等の確保及びこれに資する装備移転を安全保障上の観点から適切なものとするための取組を促進するための措置、装備品等に関する契約における秘密の保全措置並びに装備品等の製造等を行う施設等の取得及び管理の委託に関する制度を定めることにより、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とすることとした。

(二)　基本方針

防衛大臣は、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針を定めなければならないこととした。

2　装備品製造等事業者による特定取組及び装備移転仕様等調整等を促進するための措置（第二章関係）

(一)　装備品安定製造等確保計画

(1)　指定装備品等の製造等を行う装備品製造等事業者（ハ及びニの特定取組に関して行おうとするものを含む。）は、次のいずれかの取組に関する装備品安定製造等確保計画を作成し、これを防衛大臣に提出して、その認定を受けることができることとした。

イ　供給網強靱化

ロ　製造工程効率化

ハ　サイバーセキュリティ強化

ニ　事業承継等

(2)　防衛大臣は、特定取組（(1)のニを除く。）が行われなければ当該指定装備品等の適確な調達に支障が生ずると認めるときは、当該指定装備品等の製造等を行う装備品製造等事業者に対し、装備品安定製造等確保計画の作成及び提出を行うことを促すことができることとした。

(3)　政府は、認定装備品安定製造等確保計画に係る特定取組が着実に実施されるようにするため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずることとした。

(4)　防衛大臣は、(2)の施行に必要な限度において、指定装備品等の製造等を行う装備品製造等事業者に対し、当該指定装備品等の製造等及びそれに必要な原材料等の調達又は輸入に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができることとし、装備品製造等事業者は、その求めに応じるよう努めなければならないこととした。

(二)　装備移転仕様等調整計画

装備品製造等事業者は、装備移転が見込まれる場合において、移転対象物品について、防衛大臣の求めに応じ、我が国の安全保障上の観点から適切なものとするための仕様及び性能の調整を行おうとするときは、装備移転仕様等調整計画を作成し、これを防衛大臣に提出して、その認定を受けることができることとした。

(三)　指定装備移転支援法人

(1)　防衛大臣が指定した指定装備移転支援法人は、認定装備移転仕様等調整計画の実施に関して必要となる資金に充てるための助成金の交付、装備移転仕様等調整に関する事項についての照会及び相談への応対並びに必要な助言並びにこれらに附帯する業務を行うこととした。

(2)　指定装備移転支援法人は、装備移転支援業務のうち、一定の条件を満たすもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金を設けることとした。

(3)　国は、予算の範囲内において、指定装備移転支援法人に対し、基金に充てる資金を補助することができることとした。

(四)　資金の貸付け

株式会社日本政策金融公庫は、装備品製造等事業者による指定装備品等の製造等又は装備移転が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとすることとした。

3　装備品等契約における秘密の保全措置（第三章関係）

(一)　防衛大臣は、装備品等秘密を指定し、有効期間を定めた上で、これを契約事業者に提供することができることとした。

(二)　装備品等秘密の取扱いの業務に従事する従業者は、その業務に関して知り得た装備品等秘密を漏らしてはならないこととした。装備品等秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とすることとした。

4　指定装備品製造施設等の取得及び管理の委託（第四章関係）

(一)　防衛大臣は、指定装備品等の製造等を行う装備品製造等事業者に対する2による措置では防衛省による当該指定装備品等の適確な調達を図ることができないと認める場合には、指定装備品製造施設等を取得することができるものとし、当該指定装備品等の製造等を行っている又は行っていた装備品製造等事業者に対し、その管理を委託することとした。

(二)　施設委託管理者は、防衛大臣の承認を得て、指定装備品等の製造等の目的を妨げない限度において、当該指定装備品等以外の製品の製造等を行うことができることとした。

5　罰則（第六章関係）

罰則について所要の規定を設けることとした。

6　施行期日

この法律は一部の規定を除き、令和五年一〇月一日から施行することとした。

◇令和五年五月五日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二〇六号）（内閣府本府）

1　令和五年五月五日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

(一)　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(二)　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

(三)　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇関税定率法施行令及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇七号）（財務省）

1　条約の規定による特定用途免税貨物として平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定第五条Aの規定に該当する貨物を指定することとした。（関税定率法施行令第二五条の二及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第一三条関係）

2　この政令は、同協定の効力発生の日から施行することとした。